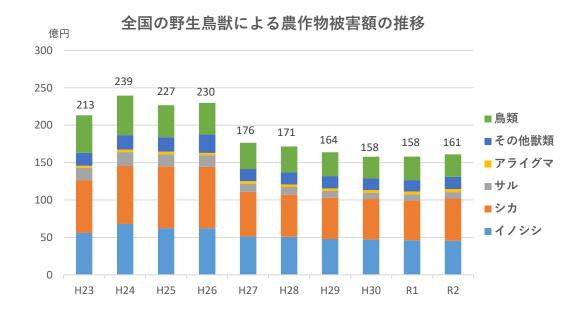
和歌山県の鳥獣害対策

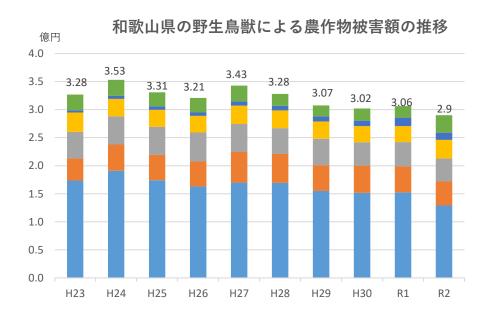
和歌山県農林水産部農業生産局 果樹園芸課 農業環境•鳥獣害対策室 被害対策班 班長 門阪 好則



全国の野生鳥獣による農作物被害額は、平成 23 年度以降減少傾向ですが、令和 2 年度の被害額は約 161 億円となっています。和歌山県の被害額も、減少傾向にはあるものの、令和 2 年度で 2.9 億円となっています。

鳥獣被害は、農作物や樹体への被害だけでなく、被害を受けることで営農意欲が低下し、 耕作放棄や離農者が増加するなど、被害額以上に農村地域に深刻な影響を及ぼしています。





2 和歌山県の鳥獣害対策の概要

(1)捕獲対策

農作物に被害を与えるイノシシ、シカなど、野生鳥獣の捕獲を推進するため、鳥獣保護管理法や国の基本指針などに基づき、県で捕獲に関する総合的な計画を策定し、市町村と協力しながら捕獲の実施や捕獲経費の支援を行っています。

①管理捕獲

ニホンジカとニホンザルの個体数調整を目的に、県から市町村に業務委託して実施する捕獲で、委託費から捕獲経費を捕獲従事者に支払います。

②指定管理鳥獣捕獲等事業

ニホンジカの個体数調整を目的に、県が認定した事業者に業務委託して実施する捕 獲で、県猟友会に委託しています。

③有害鳥獣捕獲

農作物被害の防止を目的に、市町村が国や県の支援を活用して実施する捕獲で、捕獲 経費(報奨金)を有害捕獲従事者に支払います。

(2)防護対策

野生鳥獣の農地への侵入防止による被害抑制を目的に、防護柵の設置を推進しており、 国交付金や県と市町村による補助金により、防護柵の設置費用の支援を行っています。

①国交付金事業による防護柵の設置

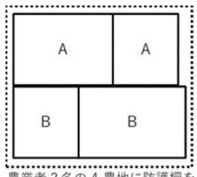
地域全体の農地を囲うなど、比較的大規模な防護柵を 3 戸以上の農家で設置する場合、国の交付金事業の支援を受けることができます。

通常は、施工費を含めた事業費の 55%以内の補助が受けられます。また、地域住民が参加して侵入防止柵の設置を行う場合は、上限単価の範囲内で資材費のみ定額での補助を受けることができます。

②県単独補助事業による防護柵の設置

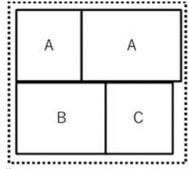
受益農家の戸数が 2 戸以下で防護柵を設置する場合は、県補助金と市町村補助金により、上限単価の範囲内で資材費の 2 / 3 以内の補助が受けられます。

上限単価は、イノシシ、シカなどは 900 円/m、サルは 2,000 円/m になります。



農業者 2 名の 4 農地に防護柵を 個別又は一体的に設置する場合

県単独補助事業



農業者3名の4園地に、防護柵 を一体的に設置する場合

国交付金事業







メッシュ柵

電気柵

メッシュ柵と電気柵の複合柵

(3)狩猟者の確保対策

被害防止対策として、野生鳥獣の捕獲に取り組んでいますが、近年、銃猟者は高齢化等により減少しており、またわな猟者は若干増加していますが、新規取得者の多くが、なかなか捕獲の実績をあげられないという現状があります。

このため、新規狩猟者の確保や捕獲技術の向上を目的に、免許取得費用の支援や捕獲技術向上研修などを開催しています。

①狩猟の魅力セミナー

狩猟免許を持っていない方を対象に、熟練狩猟者の体験談の講演やジビエ料理の調理・試食、クレー射撃の見学などを行っています。



熟練狩猟者の体験談の講演



クレー射撃の見学

②狩猟体験研修

狩猟に興味がある方や銃猟経験の浅い方が対象で、イノシシ・シカ猟やキジ・カモ 猟の見学と獲物の処理・解体(試食)、調理などを体験できます。

③銃猟捕獲技術向上研修

銃猟経験の浅い方が対象で、射撃指導員による銃の安全管理や扱い方の講義と射撃 指導を受けることができます。



射擊指導

④わな捕獲技術向上研修

わな免許を取得している方を対象に、捕獲技術の向上を目的に、初級・中級・実践 と受講者のレベルに合わせた研修を行っています。

初級研修は、わなによる捕獲方法や安全管理などの講義を中心に、わな猟の基礎が学べます。

中級研修は、くくりわなや電気とめさし器の作成と捕獲したイノシシなどの止めさ し実習を行います。

実践研修は、講師が受講者それぞれの捕獲予定地に出向き、わなの設置場所や設置方法について、直接指導を行います。



中級研修(止めさし実習)

⑤狩猟免許の取得

狩猟免許を取得するには、例年6月~8月に実施している狩猟免許試験に合格する 必要があります。試験では、知識試験、適性試験、技能試験により合否を判定します。 なお、免許取得後、有害鳥獣の捕獲に従事することで、狩猟免許取得費用の支援を受けることができます。

詳しくは、県庁農業環境・鳥獣害対策室

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/071400/index.html

又はお近くの振興局農業水産振興課にお問い合わせください。

農業環境・鳥獣害対策室	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2906
海草振興局農業水産振興課	和歌山市小松原通 1-1 県庁第 2 南別館	073-441-3382
那賀振興局農業水産振興課	岩出市高塚 209	0736-61-0025
伊都振興局農業水産振興課	橋本市市脇4丁目5番8号	0736-33-4930
有田振興局農業水産振興課	有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737-64-1273
日高振興局農業水産振興課	御坊市湯川町財部 651	0738-24-2926
西牟婁振興局農業水産振興課	田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-22-1443
東牟婁振興局農業水産振興課	新宮市緑ヶ丘2丁目 4-8	0735-29-2011